

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 施行規則等の一部を改正する規則等案について（概要）

令和 6 年 1 月 12 日
沖縄県子ども生活福祉部
子 育 て 支 援 課

1. 改正の趣旨

- 保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）に配置する従業者及びその員数については、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律 77 号）において、内閣府令及び主務省令（以下「内閣府令等」という。）で定める最低基準に従い又は参酌し、条例で基準を定めることとされている。
- 今般、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、「2024 年度から、制度発足以来 75 年間一度も改善されてこなかった 4・5 歳児について、30 対 1 から 25 対 1 への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）」とされたところ。
- 上記を踏まえ、沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

- 保育所等について、満 3 歳以上満 4 歳未満の園児おおむね 20 人につき 1 人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね 15 人につき 1 人以上とするよう改め、満 4 歳以上の園児おおむね 30 人につき 1 人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね 25 人につき 1 人以上とするよう改める。
- また、附則において、当分の間、なお従前の例によることができることとする経過措置を設ける。
- その他所要の経過措置を設ける。

3. 改正予定の条例等

- (1) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- (2) 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- (3) 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例

4. 検討の視点

沖縄県では、条例施行規則等の改正にあたり、次の観点から検討を行うこととする。

- ① 内閣府令等の基準のとおり定めることは適当であるか。
- ② 地域の実情に応じて内閣府令等の基準と異なる基準を定める特段の事情はないか。

上記の観点に基づき検討した結果、内閣府令等で改正された基準については、その基準のとおり県基準を改正する予定である。